

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 10 号

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成 14 年瀬戸市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>（平成 14 年瀬戸市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（産業廃棄物等関連施設）</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める産業廃棄物等関連施設は、次のとおりとする。</u></p> <p><u> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃掃法施行令」という。）第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに定める産業廃棄物の処理施設</u></p>	<p>瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>（平成 14 年瀬戸市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

— 汚染土壌処理業の許可の申請の申請の手続等に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「汚染土壌手続省令」という。）第1条第1号、第2号又は第4号に定める汚染土壌処理施設であって、汚染土壌の処理を業として行う者（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可を要するものに限る。）が設置するもの

— 産業廃棄物の処分の用に供する施設（第1号に定める施設を除く。）であって、産業廃棄物の処分を業として行う者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を要するものに限る。）がその業として行う処分の用に供するために設置するもの

— 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設（施設の面積が100平方メートル未満のものを除く。）であって、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（廃掃法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を要するものに限る。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第10条の3第2号の指定を受けた者が設置するもの

— 産業廃棄物の再生利用の用に供する施設であって、廃掃法施行規則第9条第2号の指定を受けた者が設置するもの

— 廃掃法施行令第7条第14号に定める産業廃棄物の最終処分場

— 汚染土壌手続省令第1条第3号に定める汚染土壌の埋立処理施設

（適用除外）

（適用除外となる変更）

第2条 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める設置は、前条第6号に掲げる産業廃棄物の最終処分場（汚泥の埋立処分を行うものとして廃掃法第15条第1項の許可を受けて設置されたものに限る。）において、当該施設の構造及び規模を変更することなく、これを前条第7号に掲げる汚染土壌の埋立処理施設として使用するものをいう。

2 条例第2条第2号ただし書に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

— 前条第1号又は第6号に掲げる施設 廃掃法第15条の2の5第1項ただし書に定める変更

— 前条第2号又は第7号に掲げる施設 土壌汚染対策法第23条第1項ただし書に定める変更

— 前条第3号又は第5号に掲げる施設 廃掃法第15条第1項又は土壌汚染対策法第22条第1項に定める許可を要しないもの

— 前条第4号に掲げる施設 次のいずれにも該当しないもの

ア 施設の面積を2倍以上に広げる変更

イ 施設において保管する産業廃棄物の種類を変更し、かつ、これについて当該事業者が廃掃法第14条の2第1項又は第14条の5第1項に定める許可を要する変更

（利害関係者）

第3条 条例第2条第5号の規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物等関連施設の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用する土地並びに廃棄物又は汚染土壌の搬入及び搬出のための通路として使用する土地を含む。以下

第2条 条例第2条第2号の規則で定める変更は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第1項ただし書に規定する軽微な変更とする。

（利害関係者）

第3条 条例第2条第5号の規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物関連施設の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用する土地並びに廃棄物の搬入及び搬出のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」とい

「事業用地」という。)の境界線から4メートル以内にある土地の所有者とする。

(事業計画書)

第4条 第1条の2第1号及び第3号から第6号までに掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設(産業廃棄物)設置事業計画書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の事業計画書に条例第5条第1項第3号工の産業廃棄物等関連施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

産業廃棄物等関連施設の位置

産業廃棄物等関連施設の構造及び設備

産業廃棄物等関連施設の処理方式

処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他関係地域の環境への負荷に関する数値

その他産業廃棄物等関連施設の構造等に関する事項

う。)の境界線から4メートル以内にある土地の所有者とする。

(事業計画書)

第4条 条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物関連施設設置事業計画書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

産業廃棄物関連施設の周辺の見取図

事業用地の計画平面図及び土地整理図

産業廃棄物関連施設の平面図、立面図、断面図及び構造図

産業廃棄物関連施設の設計計算書

事業用地の周囲の地形を明らかにする図面

産業廃棄物の処理工程図

— 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

— 事業者が個人である場合には、住民票の写し

— 提出の日の属する事業年度の前3事業年度における収支決算書

— 土地の登記事項証明書(事業者が土地の所有権を有しない場合には、事業者が土地を使用する権原を有することを証する書類)

<p>3 <u>第1項の事業計画書に条例第5条第1項第3号オの産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>— <u>排ガスの性状、放流水の水質等について関係地域の環境の保全のため達成することとした数値</u></p> <p>— <u>排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</u></p> <p>— <u>その他産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する事項</u></p>	<p>3 <u>条例第5条第1項の規定による事業計画書の提出は、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前に行わなければならない。ただし、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない産業廃棄物関連施設にあっては、当該産業廃棄物関連施設を設置しようとする前にするものとする。</u></p>
<p>4 <u>第1項の事業計画書に条例第5条第1項第3号カの災害防止のための計画に係る事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項</u></p> <p><u>公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項</u></p> <p><u>火災の発生の防止に関する事項</u></p> <p>— <u>地震発生時の災害の防止に関する事項</u></p> <p>— <u>その他産業廃棄物等関連施設に係る災害防止に関する事項</u></p>	<p>4 <u>条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>産業廃棄物関連施設の設置に関連して必要とされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可、認可、届出等の種類</u></p> <p><u>事業用地において、当該産業廃棄物関連施設を使用して行う産業廃棄物の処理以外の廃棄物の処理を行う場合には、その概要</u></p> <p><u>前2号に掲げるもののほか、紛争の予防及び調整のために市長が必要と認める事項</u></p>
<p>5 <u>第1条の2第2号及び第7号に掲げる産業廃棄物等関連施設に係る条例第5条第1項の事業計画書は、産業廃棄物等関連施設（汚染土壌）設置事業計画書（第2号様式）によるものとする。</u></p>	

6. 第1項及び前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

— 産業廃棄物等関連施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

— 第1条の2第6号又は第7号に定める施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

— 第1条の2第1号から第3号まで又は第5号に定める施設にあつては、処理工程図

— 事業用地の周囲の状況及び境界線並びに当該産業廃棄物等関連施設の配置を示す図面

— 当該産業廃棄物等関連施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

— 当該産業廃棄物等関連施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

— 当該産業廃棄物等関連施設に係る事業経営計画の概要を記載した書類

— 事業者が法人である場合は、次に掲げるいずれかの書類

ア 当該事業計画書を提出する直前3事業年度における各事業年度の貸借対照表、損益計算書、法人税の額及び納付済額を証する書類

イ 当該事業計画書を提出する直前の事業年度に係る有価証券報告書

— 事業者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

— 事業者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 資産に関する調書並びに当該事業計画書を提出する直前3年の所得税額及び納付済額を証する書類

イ 住民票又は外国人登録原票の写し

- 当該産業廃棄物等関連施設の設置の用に供する土地の登記事項証明書（事業者が土地の所有権を有しない場合は、事業者が土地を使用する権原を有することを証する書類）

7 第5項の事業計画書には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下本項において「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類

- 排水口（産業廃棄物等関連施設に係る事業場から公共水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共水域をいう。）に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排出水の水質の測定方法を記載した書類

- 当該産業廃棄物等関連施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類

- 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の事業用地からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類

- 第1条の2第2号に定める施設のうち浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口

(次に掲げる物質(以下「大気有害物質等」という。)を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。第6条第1項第1号において同じ。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

ア カドミウム及びその化合物

イ 塩素

ウ 塩化水素

エ ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素

オ 鉛及びその化合物

カ 窒素酸化物

キ 1.2 ジクロロエタン

ク ジクロロメタン(別名塩化メチレン)

ケ 水銀及びその化合物

コ テトラクロロエチレン

サ トリクロロエチレン

シ ベンゼン

ス ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)

セ ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類

当該産業廃棄物等関連施設の廃止措置(土壤汚染対策法第27条第1項に規定する措置をいう。以下本項において同じ。)に要する費用の見積額を記載した書面及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書面

当該産業廃棄物等関連施設において処理した汚染土壤であって区域指定基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項又は第2項の基準をいう。)に適合しない汚染状態にあるものを当該産業廃棄物等関連施設以外の施設において処理する場合の施設(以下「再処理汚染土壤

処理施設」という。)について土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者が当該処理を受託することについての同意書及びその者が当該許可を受けていることを証する書類

8 条例第5条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

― 第1条の2第1号又は3号に定める施設のうち産業廃棄物の焼却施設又はばい焼施設にあっては、焼却灰等の処分方法

― 第1条の2第1号又は3号に定める施設のうち次に掲げる施設にあっては、汚泥等の処分方法

ア 廃油の油水分離施設

イ 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ウ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

― 第1条の2第1号又は3号に定める施設のうち廃石綿又は廃石綿含有産業廃棄物の溶融施設にあっては、溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

― 第1条の2第6号に定める施設にあっては、埋立処分の計画

― 第1条の2第1号又は第3号から第6号までに掲げる施設にあっては、当該産業廃棄物等関連施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

― 第1条の2第2号又は第7号に定める施設にあっては、次に掲げる事項

ア 当該産業廃棄物等関連施設に係る事業場の名称及び事業者の事務所の所在地

イ 当該産業廃棄物等関連施設の他に土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けている汚染土壌処理業に係る施設を有する場合にあっては、当該許可をした長のある都道

府県名又は市名及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の長のある都道府県名又は市名及び申請年月日）

ウ 汚染土壌の処理の方法

エ 第1条の2第2号に掲げる施設のうちセメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法

オ 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量

カ 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項

(ア) 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地

(イ) 再処理汚染土壌処理施設についての土壤汚染対策法第22条第1項の許可をした長のある都道府県名又は市名及び当該許可に係る許可番号

(ウ) 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

第4条の2 条例第5条第1項に規定する事業計画書の提出は、次に掲げる行為の前に行わなければならない。

— 第1条の2第1号又は第6号に掲げる施設にあっては、廃掃法第15条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあっては、同法第15条の2の5第1項）の許可の申請

— 第1条の2第2号又は第7号に掲げる施設にあっては、土壤汚染対策法第22条第1項（当該産業廃棄物等関連施設の構造又は規模を変更する場合にあっては、同法第23条第1項）の許可の申請

— 第1条の2第3号に掲げる施設にあっては、次に掲げるもののうちいずれか早いもの

ア 当該産業廃棄物等関連施設の設置に係る
工事の着手

イ 当該産業廃棄物等関連施設を用いてする
産業廃棄物の処分の業についての廃掃法第
14条第6項、第14条の2第1項、第1
4条の4第6項又は第14条の5第1項の
許可の申請

— 第1条の2第4号に定める施設のうち産業
廃棄物の収集又は運搬を業として行う者が設
置するものにあつては、次に掲げるもののう
ちいずれか早いもの

ア 当該産業廃棄物等関連施設の設置に係る
工事の着手

イ 当該産業廃棄物等関連施設を用いてする
産業廃棄物の収集又は運搬の業についての
廃掃法第14条第1項、第14条の2第1
項、第14条の4第1項又は第14条の5
第1項の許可の申請

— 第1条の2第4号（前号に定める施設を除
く。）又は第5号に定める施設にあつては、
当該産業廃棄物等関連施設の設置に係る工事
の着手

（環境保全対策書）

第5条 条例第5条第2項に規定する環境保全対
策書には、次に掲げる事項を記載しなければな
らない。

— 設置しようとする産業廃棄物等関連施設の
種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種
類又は汚染土壌の特定有害物質による汚染状
態を勘案し、当該産業廃棄物等関連施設を設
置することに伴い生ずる次に掲げる事項のう
ち、関係地域の環境に影響を及ぼすおそれ
があるものとして調査を行ったもの（以下この
条において「関係地域環境影響調査項目」と
いう。）

（環境保全対策書）

第5条 条例第5条第2項の環境保全対策書は、
産業廃棄物関連施設設置環境保全対策書（第2
号様式）によるものとする。

- ア 大気質
- イ 水質
- ウ 騒音
- エ 振動
- オ 悪臭
- カ 土壤汚染
- キ 地盤沈下
- ク 自然環境
- ケ 廃棄物及び発生土
- コ 文化財
- サ 景観
- シ 防災
- ス 交通安全

— 関係地域環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

— 当該産業廃棄物等関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他の自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

— 当該産業廃棄物等関連施設を設置することにより予測される関係地域環境影響調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

— 当該産業廃棄物等関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

— 第1号に掲げる事項のうち関係地域環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

— 関係地域環境影響調査項目のうち変化がない又は変化の程度が極めて小さいと予測されたもの以外の事項に係る環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の実施の方法及び内容

— 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を実施した後の環境の状況の変化の予測及び当該予測の不確実性の程度

— 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

— その他当該産業廃棄物等関連施設を設置することが、関係地域の環境に及ぼす影響の調査並びにその調査結果に基づく環境保全措置の内容及び効果に関して参考となる事項

(関係地域の設定の基準等)

第6条 条例第6条第1項の規定による関係地域の設定は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ、事業用地の境界線から当該各号に定める距離までにある地域とする。

— 第1条の2第1号若しくは第3号に定める施設のうち産業廃棄物の焼却施設若しくはばい焼施設又は同条第2号に定める施設のうち浄化等処理施設若しくはセメント製造施設
排出口と当該排出口から大気中に排出される大気有害物質が地上に到達するときの濃度が最も大きくなると予測される地点との距離の最大値の2倍

2 前項の環境保全対策書には、次に掲げる項目について、当該産業廃棄物関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目のうち、当該産業廃棄物関連施設の設置が関係地域の環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが明らかな場合は、その理由を付して当該項目の記載をしないことができる。

(関係地域の設定の基準等)

第6条 条例第6条第1項の規定による関係地域の設定は、概ね次に掲げる基準に基づき行うものとする。

— 焼却施設にあつては、ブルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍までの地域を含む地域とし、地形等を勘案して定める。

<p>— <u>第1条の2第6号又は第7号に定める施設</u> <u>3キロメートル</u></p>	<p>— <u>最終処分場にあつては、事業用地の境界線</u> <u>から概ね3キロメートル以内の地域及び当該</u> <u>施設からの排水が排出される公共用水域に</u> <u>おける低水流量が排水量の概ね100倍とな</u> <u>る地点に至るまでの当該水域の周辺の地域と</u> <u>し、地形等を勘案して定める。</u></p>
<p>— <u>前2号に定める施設以外の施設</u> 300 <u>メートル</u></p>	<p>— <u>前2号に規定する施設以外の施設にあつて</u> <u>は、事業用地の境界線から概ね300メー</u> <u>トル以内の地域とし、地形等を勘案して定め</u> <u>る。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業用地 の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の 利用状況、交通、事業計画書等の内容<u>その他の</u> <u>事項を総合的に勘案し、関係地域を定めること</u> <u>ができる。</u> (告示及び縦覧)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>必要があ</u> <u>ると認めるときは、事業用地の周囲の地形、気</u> <u>象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、</u> <u>事業計画書等の内容等を総合的に勘案し、関係</u> <u>地域を設定することができる。</u> (告示及び縦覧)</p>
<p>第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次の とおりとする。 <省略> <u>産業廃棄物等関連施設の設置の場所</u> <u>産業廃棄物等関連施設の種類</u> <u>産業廃棄物等関連施設において処理する産</u> <u>業廃棄物の種類又は汚染土壌を処理する産業</u> <u>廃棄物等関連施設にあつてはその旨</u> <u>産業廃棄物等関連施設の処理能力(第1条</u> <u>の2第6号又は第7号に定める施設である場</u> <u>合にあつては、埋立ての用に供される場所の</u> <u>面積及び埋立容量)</u> から まで <省略></p> <p>2 <省略> (周知計画書)</p>	<p>第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次の とおりとする。 <省略> <u>産業廃棄物関連施設の設置の場所</u> <u>産業廃棄物関連施設の種類</u> <u>産業廃棄物関連施設において処理する産業</u> <u>廃棄物の種類</u> <u>産業廃棄物関連施設の処理能力(産業廃棄</u> <u>物の最終処分場である場合にあつては、産業</u> <u>廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積</u> <u>及び埋立容量)</u> から まで <省略></p> <p>2 <省略> (周知計画書)</p>
<p>第8条 <省略> 2 条例第8条の周知計画書は、<u>産業廃棄物等関</u></p>	<p>第8条 <省略> 2 条例第8条の周知計画書は、<u>産業廃棄物関連</u></p>

<p><u>連施設設置事業計画書等周知計画書（第3号様式）によるものとする。</u></p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第13条 条例第15条第2項に規定する事業計画書等の内容の軽微な変更<u>その他の規則で定める変更は、第2条第2項に規定するものとする。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（廃止届）</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、<u>産業廃棄物等関連施設設置事業計画廃止届（第9号様式）によるものとする。</u></p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第16条の2 <u>市長は、条例第20条の2第1項の規定により、事業者に対し、産業廃棄物等関連施設の使用の状況、産業廃棄物若しくは汚染土壌又はそれらの処理に伴い生ずるものの量若しくは状態、その他必要な事項について報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、条例第20条の2第1項の規定により、その職員を同項に定める場所に立ち入らせ、産業廃棄物等関連施設又はその付帯施設、当該施設において処理され又は発生するもの、関係帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。</u></p> <p>3 <u>条例第20条の2第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。</u></p>	<p><u>施設設置事業計画書等周知計画書（第3号様式）によるものとする。</u></p> <p>（軽微な変更）</p> <p>第13条 条例第15条第2項に規定する事業計画書等の内容の軽微な変更<u>その他規則で定める変更は、法第15条の2の5第1項ただし書に規定する軽微な変更</u>に相当するものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>（廃止届）</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、<u>産業廃棄物関連施設設置事業計画廃止届（第9号様式）によるものとする。</u></p>
--	---

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（表面）

産業廃棄物等関連施設（産業廃棄物）設置事業計画書

年 月 日

瀬戸市長 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項の規定に基づき、産業廃棄物等関連施設設置事業計画書を提出します。

産業廃棄物等関連施設の設置の場所		
産業廃棄物等関連施設の種類		
産業廃棄物等関連施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物等関連施設の処理能力		$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
産業廃棄物等関連施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物等関連施設の位置	
	産業廃棄物等関連施設の構造及び設備	
	産業廃棄物等関連施設の処理方式	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負	

	荷に関する数値	
	その他産業廃棄物等関連施設の構造等に関する事項	
事務処理欄		

(裏面)

産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値			
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する事項			
災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）				
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
		処 分 方 法		
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分	委託処分
		処 分 方 法		
埋立処分の計画（最終処分場の場合）				
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				
事務処理欄				

備考 1 この事業計画書並びに添付書類及び図面は、正副4部を提出してください。

なお、副本は、写しで結構です。

2 の欄は、記入しないでください。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 4 条関係）

産業廃棄物等関連施設（汚染土壌）設置事業計画書

年 月 日

瀬戸市長 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物等関連施設設置事業計画書を提出します。

事業者の事務所の所在地	
産業廃棄物等関連施設に係る事業場の名称	
産業廃棄物等関連施設の設置の場所	
産業廃棄物等関連施設の種類	
産業廃棄物等関連施設の構造	
産業廃棄物等関連施設の処理能力	
産業廃棄物等関連施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
法律に基づいて汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事又は市長及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	
汚染土壌の処理の方法	
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）	
保管設備の場所及び容量	
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力	

事務処理欄	
-------	--

備考 1 この事業計画書並びに添付書類及び図面は、正副4部を提出してください。

なお、副本は、写しで結構です。

2 の欄は、記入しないでください。

第3号様式から第10号様式の規定中「産業廃棄物関連施設」を「産業廃棄物等関連施設」に改める。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式（第16条の2関係）

（表）

第	号	身 分 証 明 書
		所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日
瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に関する紛争の予防及び調整に関する条例第16条の2の規定による立入調査を行う者であることを証する。		
年 月 日 交付		
		瀬戸市長 印

（裏）

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の抜粋
（報告及び立入検査） 第20条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、事業者に対し必要な報告を求め、又は職員を産業廃棄物等関連施設の設置の場所若しくは関係書類の保管場所に立ち入らせ、当該施設、帳簿書類その他の物件又は産業廃棄物若しくは汚染土壌の処理の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成 1 4 年瀬戸市規則第 2 0 号）の規定によってした手続その他の行為は、この規則による改正後の瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。